

工事等の前金払取扱要綱の改正について

厳しい経済状況の中、請負業者の方が工事の施工に必要な労働力や資材等を円滑に確保できるように、公共工事等の前金払取扱要綱を改正しました。

(平成21年6月1日以降契約分から適用します。)

改正前後の比較

		改正後	改正前
前金払の範囲 (前金払の額)	工事	請負金額 <u>100万円以上</u> (請負金額の40%以内)	請負金額 <u>500万円以上</u> (請負金額の40%以内)
	設計および調査・測量	請負金額 <u>100万円以上</u> (請負金額の30%以内)	請負金額 <u>300万円以上</u> (請負金額の30%以内)
前金払の限度額		<u>限度額なし</u>	<u>6,000万円</u>

中間前金払制度について

鯖江市では、厳しい経済状況の中、請負業者の方が工事の施工に必要な労働力や資材等を円滑に確保できるように、工事着手前の前払金とは別に、工事が半分以上経過した時点で前払金を追加して支払う「**中間前金払制度**」を導入し、平成21年6月1日以降契約分から適用します。

中間前金払は、部分払に比べて手続きが簡素化されており、支払いまでの期間が短くなります。

対象工事

鯖江市発注の請負金額が100万円以上の土木建築等に関する工事が対象です。

中間前払金の額

請負金額の2割以内の額とします。ただし、前払金と合わせて請負額の6割を超えることはできません。（前払金の限度額は撤廃します。）

支払要件（次の要件を全て満たしていなければなりません。）

- 1 前金払を受けていること
- 2 部分払を受けていないこと
- 3 工期の2分の1を経過していること
- 4 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること
- 5 すでに行われた作業に要した経費が、請負金額の2分の1以上であること

中間前金払の手順

- 1 中間前金払認定請求書等の申請書類を工事担当課に提出。
- 2 支払要件を満たしていることを確認後、工事担当課より認定調書を交付。
- 3 認定調書を添えて保証会社に保証の申込み。
- 4 保証証書を添えて中間前払金の請求書（通常の請求書）を工事担当課に提出。
- 5 請求書受領後14日以内に支払。

申請書類

- 1 中間前金払認定請求書（様式第1号）
- 2 工事履行状況報告書（様式第2号）
- 3 工事の進捗状況を表示した工程表（様式第2-1号）
- 4 直接工事費における工事種別ごとの実施出来高数量若しくは割合を記載した工事費内訳書又は工事費内訳書の総括表

その他

中間前金払と部分払の両方は請求することができません。ただし、繰越等に係る契約については、中間前金払をした場合であっても会計年度末に当該会計年度の出来高部分に対する部分払いを行うことができます。